

宅地の被害を軽減するために

維持管理の重要性

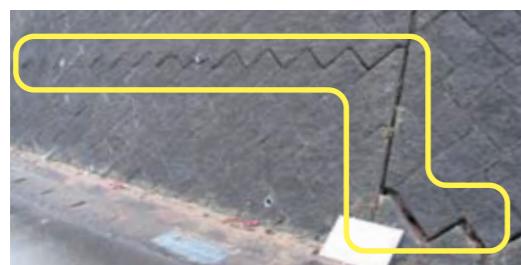
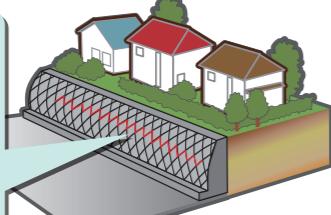
- 大地震時における宅地被害を防いだり軽減するためには、**宅地所有者等の皆さまが日頃からご自身の宅地や擁壁に目を配り、点検し、適切な管理を行うことが重要です。**
- 広範囲にわたる滑動崩落が起こったとしても、宅地の擁壁が健全であれば、個々の宅地の被害は軽減され、建物への影響が少なくなると言われています。

わが家の宅地チェックポイント

定期的な点検・補修等を行いましょう

Check! 拥壁の長い区間で変状(膨らみ、石抜け、連続亀裂等)が見られる。

過去の地震や経年劣化により変状が発生・大きくなっていることがあります。この状態で地震が起きると、大きな被害につながる可能性があります。

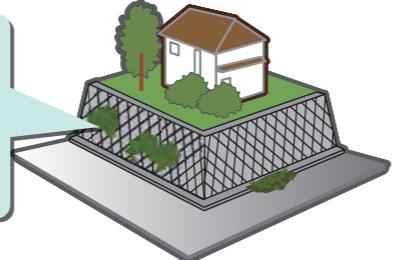


連続した亀裂

写真提供:公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

Check! 拥壁の一部や下部に常時水がしみ出している、コケが生えている、土が流れ出している。

盛土内の地下水位が高い場合、滑動崩落が起こりやすくなります。



水がしみ出している擁壁 溝水部分にコケが生えている擁壁
写真提供:公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

Check! 技術基準を満たしていない擁壁(例)



擁壁の改善を検討される場合

- チェックポイントに複数該当する、または、変状の程度が大きいなどの場合は、擁壁の建築替えや補強等の改善が宅地被害の軽減につながります。
- 一定の条件に適合する場合、「横浜市かけ地防災・減災対策工事助成金制度」を活用して擁壁を改善することができます。改善をご検討される場合は、建築局建築防災課かけ防災担当(☎045-671-2948)まで、ご連絡ください。



横浜市 建築局宅地審査部宅地審査課

住所:横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階

☎045-671-2945 ☎kc-tkckikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市 大規模盛土 検索

あなたの土地 大規模 盛土造成地 ではありませんか?

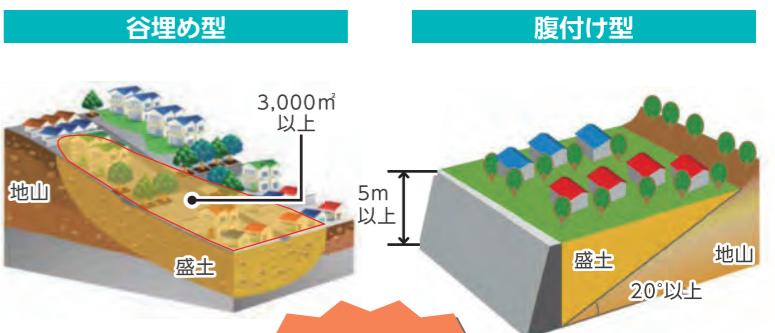
平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震では、大規模に盛土造成が行われた宅地等において、滑動崩落による被害が多発しました。そのため、平成18年に国土交通省は盛土造成地の位置把握等を行う宅地耐震化推進事業を創設しました。

横浜市においても、「大規模盛土造成地の状況調査図」を作成し、公表しています。お住まいの土地等の確認や地震への備えとして、本リーフレットをご活用ください。

大規模盛土造成地と大地震時に 起こりうる被害

大規模盛土造成地は次の2種類があります。

- 「谷埋め型」
盛土面積が3,000m²以上
- 「腹付け型」
地山の勾配が20°以上かつ
盛土高さが5m以上



大規模盛土造成地では、**大地震時に、盛土全体又は大部分が広範囲にわたって滑るなど(滑動崩落)の可能性があります。**

滑動崩落による宅地や道路等のインフラの被害が大きいと、元の生活に戻れるまでに、長期間を要することがあります。



近年の被害

東日本大震災では、昭和30~40年代に造成された古い大規模盛土造成地の宅地を中心に、滑動崩落被害が多数発生しました。熊本地震においても、地割れや陥没等が発生したほか、空石積擁壁や増積擁壁など技術基準を満たしていない擁壁の被害が多発しました。

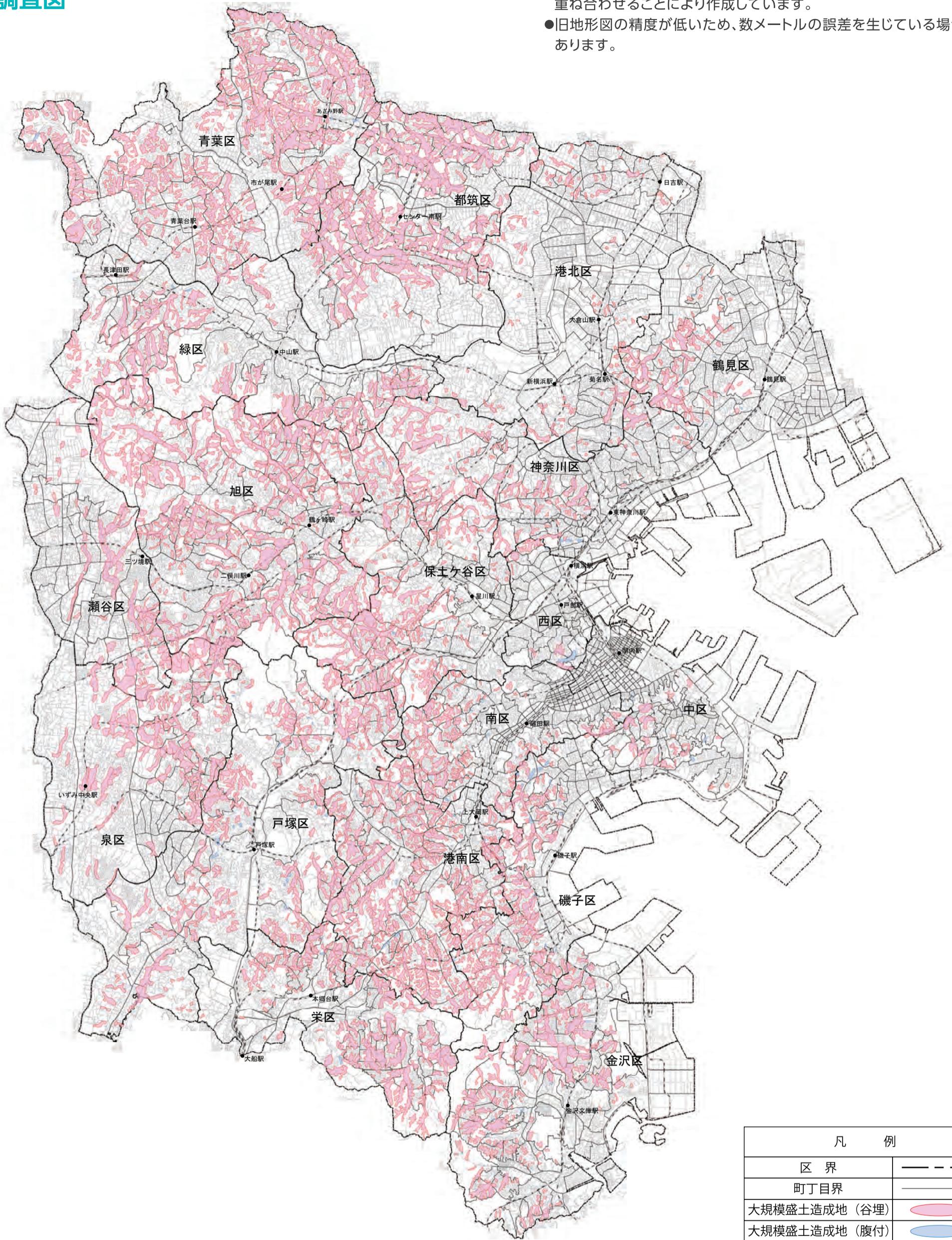


写真提供:仙台市



横浜市大規模盛土造成地の 状況調査図

- 横浜市内には、3,271箇所の大規模盛土造成地が存在しています。
- 本マップは、古い地形図や航空写真と平成14~19年の地形図を重ね合わせることにより作成しています。
- 旧地形図の精度が低いため、数メートルの誤差を生じている場合があります。



凡 例	
区 界	— — —
町 丁 目 界	_____
大規模盛土造成地（谷埋）	
大規模盛土造成地（腹付）	

大規模 盛土 造成地 Q&A

Q. 詳細な図はありませんか？

A. 「横浜市大規模盛土造成地の状況調査」のウェブページ [横浜市 大規模盛土 検索](#) で、本調査図の拡大版を閲覧いただけます。また、宅地審査課の窓口では、本調査図の詳細図や大規模盛土以外の盛土造成地を確認できる「切盛分布図」なども閲覧いただけます。

Q. 大規模盛土造成地の中の宅地は危険ということですか？

A. 大規模盛土造成地に入っているからといって、その宅地が必ずしも危険であるということではありません。宅地造成や開発の許可手続きを受けた宅地は、一定の基準により造成されており、その後も同じ状態で維持されていれば、地震時にも被害を軽減する効果が期待できると言われています。

Q. 土地利用に制限はかかるのですか？また、宅地売買の際、大規模盛土造成地に入っていることを重要事項説明書に記載する必要がありますか？

A. 建築や造成を行う際の特別な規制や手続きは発生しません。また、重要事項説明書への記載は、義務付けられていません。